

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第45回本部会議 記録

日 時／令和3年4月9日（金）

18:00～18:10

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第45回本部会議を開催いたします。

早速議事に入ります。まず、国の基本的対処方針の変更について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明をお願いいたします。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

本日開催されます政府対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の一部が変更されますので、そのポイントについて、ご説明いたします。

変更の内容でございますが、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を追加するとともに、その実施すべき期間でございますが、東京都については、4月12日から5月11日までの30日間、また、京都府及び沖縄県につきましては、4月12日から5月5日までの24日間とすること、また、重点措置区域における取組といたしまして、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことが追加されるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、感染の再拡大防止に向けての改訂について、総合政策部長から説明をお願いいたします。

【濱坂総合政策部長】

資料2でございます。

感染の再拡大防止に向けての一部改訂について、ご説明させていただきます。

ただいま説明のありましたとおり、本日、4月9日、国におきましては、宮城県、大阪府、兵庫県に続きまして、東京都、京都府及び沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として追加決定されますことから、道といたしましては、当該地域との不要不急の往来を控えるよう道民の皆様に要請することといたしたいと考えてございます。

なお、この都府県のほかにも、外出自粛など、県において行動制限が要請されている地域もありますので、引き続き、こうした地域との不要不急の往来についても控えるよう要請していく考えでございます。

続きまして、資料3でございます。これはスライドがございませんので、お手元の資料をご覧くださいと思います。

資料2の感染の再拡大防止に向けてにつきましては、専門家及び有識者のご意見を伺う

とともに、市町村や関係団体にも事前にお知らせをしているところでございまして、専門家及び有識者からは、概ね妥当であるというご意見をいただいております。

主なご意見をご紹介しますと、「だんだん温かくなる北海道も、これからの感染拡大が予想されるので、行動規制を掛けられる投げ掛けが必要である。」「花見とゴールデンウィークを控え、気の緩みと自粛疲れが心配。もう一度アピールをしてほしい。」などといったご意見をいただいたところでございます。

次に、関係団体、市町村からも、概ね妥当であるというご意見をいただきましたが、ご紹介させていただきますと、「札幌市内の外出自粛要請、札幌市との往来自粛などの感染防止対策に前向きに取り組んでいただけるようなメッセージの発信をお願いしたい。」「今回、3都府県がまん延防止等重点措置の対象となることにつきまして、その往来自粛につきまして対象都府県名とともに、道民に今一度周知徹底してほしい。」とこういったご意見が寄せられたところでありまして、こうしたご意見につきましては、今後の対策や情報発信に活かしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま説明のありました感染の再拡大の防止に向けての改訂につきましては、説明のありました内容のとおり当本部として決定することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、その他、各部から順次報告をお願いいたします。

職員監、報告をお願いいたします。

【若原職員監】

総務部から報告いたします。資料4をご覧ください。

ただいま説明ありましたとおり、本日、まん延防止等重点措置の対象地域に東京都、京都府、沖縄県が追加決定されることを受けまして、道といたしましても、こうした地域への職員の出張につきまして、慎重に対応するよう通知を発出する予定でございます。

その通知の内容でございますが、まん延防止等重点措置の対象地域への出張にあたりましては、緊急度等も考慮した上で、旅行者の人数、日数、行程について、最小限の行動となるよう適切に対応することや、特に大阪府では、医療非常事態宣言が発出され、医療体制が逼迫している状況にありますことから、大阪府をはじめとする関西圏への出張については、慎重に判断していただきたいことなどとしておりますので、各所属職員に周知徹底するよう、お願いいたします。

説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他、各部各振興局から、発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで本部長から、お願いをいたします。

【本部長（知事）】

本日、国の対策本部におきまして、まん延防止等重点措置の対象区域、こちらに東京都、

京都府及び沖縄県が追加されることとなりました。

このことを踏まえまして、道としても、東京都、京都府及び沖縄県との不要不急の往来を控えていただくことをお願いすることといたします。

現在、北海道は、いつ感染が急拡大してもおかしくないという状況にあります。

人の移動や会食機会が増加をするなど、感染リスクが高まる時期を迎える中におきまして、他県との往来が活発な本道においては、全国的な感染拡大に最大限、警戒をしていかなければなりません。

そして、まん延防止等重点措置の実施対象とされた区域は、医療提供に支障が生じるおそれのある地域でありまして、北海道から訪問をし、感染をすることになれば、その地域における医療提供体制の負荷をさらに増加させることにつながるわけでありまして。

今は、そういったことにならないように、全国民が慎重に判断をし、行動すべき時であります。

昨日もお話しをさせていただきましたが、特に大阪府は、医療非常事態宣言が発出をされ、医療提供体制が非常にひっ迫をしている状況にあります。

関西圏との往来については、慎重にも慎重に検討していただくことが重要であります。

本部員におかれましては、この要請について、あらゆる機会を通じて、道民の皆様にご協力を強く呼びかけてください。

また、道としても、対象区域への出張については、緊急度なども考慮をし、時期を変更できるかどうか、あるいはリモートで対応可能かといった点についても、積極的に検討していただくように指示をいたします。

全国的にも苦しい状況が続いているわけでありまして、本道の感染状況も予断を許さない、厳しい局面が続いております。

4月16日までの残り1週間、札幌市内における不要不急の外出、そして往来の自粛、こちらの徹底はもとより、特に、感染リスクの高いとされる飲食の場面、飲食の場面における基本的な感染防止行動について、改めて、お願いをしなければなりません。

各本部員においては、この時期における急激な感染拡大を何としても回避をし、乗り越えていくため、市町村はもとより、関係者の皆様などとも連携をして、一丸となって取り組むようお願いをいたします。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま副本部長から指示のありました事項につきましては、各本部員、必要な対応を速やかにとっていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第45回本部会議を終了いたします。

(了)